

監査第285号
令和7年9月5日

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について審査したので、その結果について意見書を提出します。

令和6年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の期間

令和7年8月4日から令和7年9月5日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について、埼玉県監査基準に準拠して審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%
③実質公債費比率	11.0%	10.8%	10.7%	25%
④将来負担比率	146.9%	151.9%	156.5%	400%

- (1) 実質赤字比率について
令和6年度の実質赤字比率は、黒字であるので比率は表示しない。
- (2) 連結実質赤字比率について
令和6年度の連結実質赤字比率は、黒字であるので比率は表示しない。
- (3) 実質公債費比率について
令和6年度の実質公債費比率は11.0%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回った。
- (4) 将来負担比率について
令和6年度の将来負担比率は146.9%となっており、早期健全化基準の400%と比較すると、これを下回った。

2 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているが、引き続き、健全な財政運営に努められたい。

令和6年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の期間

令和7年8月4日から令和7年9月5日まで

3 審査の方法

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について、埼玉県監査基準に準拠して審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査結果

(1) 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	令和6年度	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	20%
(資金剰余額)	3,286百万円	3,222百万円	3,139百万円	

(備考) 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示する。

(2) 埼玉県工業用水道事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	令和6年度
資金不足比率	—
(資金剰余額)	12,116百万円

令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
—	—	20%
12,755百万円	13,012百万円	

(備考) 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示する。

(3) 埼玉県水道用水供給事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	令和6年度
資金不足比率	—
(資金剰余額)	52,601百万円

令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
—	—	20%
50,349百万円	54,418百万円	

(備考) 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示する。

(4) 埼玉県地域整備事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	令和6年度
資金不足比率	—
(資金剰余額)	61,467百万円

令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
—	—	20%
63,383百万円	65,171百万円	

(備考) 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示する。

(5) 埼玉県流域下水道事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	令和6年度
資金不足比率	—
(資金剰余額)	10,909百万円

令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
—	—	20%
13,530百万円	14,998百万円	

(備考) 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示する。

2 審査意見

いずれの会計についても資金剰余となっているが、今後も資金不足が生じないように、健全経営に努められたい。